



# 知的障害のある成人男性の射精に対する希求性と文化的な規範意識

石黒, 慶太

---

**(Citation)**

神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要, 14(2):11-21

**(Issue Date)**

2021-03-31

**(Resource Type)**

departmental bulletin paper

**(Version)**

Version of Record

**(JaLCD0I)**

<https://doi.org/10.24546/81012650>

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012650>



## 知的障害のある成人男性の射精に対する希求性と文化的な規範意識

## Self-Assertion of Desire for Ejaculation and Cultural Normative Consciousness of Adult Men with Intellectual Disabilities

石黒 慶太\*  
Keita ISHIGURO\*

**要約：**知的障害者が示す性的なものは性問題行動として捉えられることが多く、知的障害のある成人男性の射精をめぐることは、当事者自身が射精に希求しているものと、健常者が、当事者が希求しているだろうと想像しているもの間には大きな差異が存在している。本論においては、知的障害のある成人男性の射精に対する希求性と健常者の射精に対する希求性の差異を埋めていき、知的障害のある成人男性の射精に対する希求性の意味に近づいていくことを試みた。その結果、射精介助は、恥ずかしさを感じさせる要素を含み、トイレ介助や入浴介助といった一般的な介助は社会的に承認された行為であることから、裸になるという非日常性を日常化する技術があるものの、射精介助にはそうした技術を想起し難く、それを回避する最終的な手段として、被介助者の身体をモノとして認識しようとする規制が働くということ。そして、射精を述べる際の文化的な規範意識は、生得的なものではなく、社会的・文化的に構成された産物であり、ゲイアイデンティティと通底する他者との関係性における性の抑圧が存在する。加えて、その性の抑圧から解放された当事者の語りを聞くことが、聞き手である自分自身のアイデンティティを考えさせる契機にもなるということが示唆された。

**キーワード：**知的障害のある成人男性、射精、希求性、規範意識、逸脱

## 1 はじめに

## 1-1 知的障害のある成人男性の射精を「性問題行動」として捉える社会

## 1) 障害の個人モデルから統合モデルへ

2006年12月の国連総会で障害者権利条約が採択されてから約7年後の2014年1月20日、我が国は、ようやく障害者権利条約に批准した。我が国は、障害者権利条約に批准するため、これまで様々な取り組みを実施してきた。

例えば、1975年には、障害者権利宣言の共同提案国になり、翌年には、1981年を国際障害者年とすることが決議された。また、1993年には、障害者の機会均等化に関する標準規則が採択され、障害者の社会的障壁を取り除くべきとの理念が示されるようになった。加えて、我が国が障害者権利条約に批准する直前の2011年6月に障害者虐待防止法を、翌年2012年には障害者差別解消法と障害者雇用促進法を制定した。

一方、世界における障害そのものに対する捉え方の変化に視点を向けると、大きな変化を促したものの代表として、WHO（世界保健機関）が2001年に発表したICF（国際生活機能分類）を挙げることができる。これまでICIDH（国際障害分類）が、障害者が抱えている身体上の障害や生活機能上の障害、そして、それに付随する社会的不利益を当事者に起因する問題として帰結していたのに対し、ICF

は、環境因子や個人因子といった背景因子の視点を加えて、社会が障害を作るという視点を明確に打ち出して障害を捉えるという衝撃を人びとに与えた。要するに、これまで障害は本人の問題であり、治療すべき対象としての医学モデルのみの視点で捉えられていたものを、ICFは、障害は社会によって作られるといった社会モデルとの統合モデルの視点で障害を捉えるという新たな視点を世界中に広げた。この社会モデルへの関心の高まりは、知的障害者福祉支援現場における障害者の権利擁護ニーズの高まりでもあり、今日の知的障害者支援従事者にとって求められる重要な視点であると言える（小笠原ら,2014,p.96）。

我が国は、障害者権利条約批准後も、2016年5月には、発達障害者支援法の改正を成立させたり、2018年4月1日からは障害者雇用義務の対象に精神障害者を加えたりしている。当然、それぞれの法律においては、問題点は指摘できるものの、これまでの障害者に対する法律の動向からも、障害者に対する社会の姿勢が一步前進したといえる。この社会的弱者である障害者に対する寛容ともいえる姿勢には、先に述べた社会モデルの視点が含まれており、現在では、障害を治療すべき対象としてのみ捉えていると表明すれば、当事者からは当然のこと、社会全体から批判されることは避けられないと容易に想像できる。

しかし、知的障害児・者が、性に対して興味や関心を示すことに、

\* 神戸大学大学院人間発達環境学研究科博士後期課程

(2020年9月30日 受付)  
(2020年12月4日 受理)

社会は寛容であるといえるだろうか。換言すれば、法律の上位法規である障害者権利条約のなかで、「権利」という言葉が散見されているものの、マジョリティである健常者は、社会的弱者である知的障害児・者の性に対して、寛容な姿勢を示しているといえるだろうか<sup>1)</sup>。

## 2) 知的障害児・者の性的な事柄を問題と捉える社会

まず、知的障害児童・生徒と性教育をめぐる代表的なものとしては、七生養護学校事件を挙げることができるだろう。この七生養護学校事件は、もともとは、知的障害児に対する性教育という困難な課題につき、一部の都議会議員が「ふしだら」などという評価基準を振り回し、養護学校を管轄する東京都教育委員会をして懲戒処分や厳重注意等の指導措置を発せしめ、権力的に妨害した事例である（西原,2013,p.42）。

また、本多ら（2019,p.18）は、正規教育における知的障害児童・生徒の性問題行動への支援について、「支援を行う目的は、対象となる人が性問題行動をしないでその人生をよく生きることです」と述べ、知的障害特別支援学校高等部での性教育については、井澤ら（2020,p.71）は、「性的な課題に対して、予防的な支援（一次支援）と問題解決型の支援（二次支援）の両建てが必然的に求められる状況にあると言える」と述べている。

このように知的障害のある児童・生徒への性教育をめぐるのは、児童・生徒が示す性的なものは性問題行動として捉えられ、それが社会生活において表出しないよう支援が実施されたり、検討されたりしている傾向がある。これは、知的障害児童・生徒と関わる教員や支援者の意識として、知的障害児童・生徒が、正規教育修了後も性問題行動を表出させず、一般社会に適應できるようにと願っているからだろう。そこには、知的障害のある女子生徒に関しては、性的被害者にならないよう教育していくという視点がもたれている一方、知的障害のある男子生徒は、性的加害者にならないよう教育していくという視点がもたれているのではないだろうか。この視点は、正規教育において、卒業後に女子生徒には性的加害者にならないよう指導し、男子生徒には性的被害者にならないよう指導していると聞いた際には、知的障害のある生徒に対する性教育としては成立し難いものを感じる。一方、卒業後に男子生徒には性的加害者にならないよう指導し、女子生徒には性的被害者にならないよう指導していると聞いた際には、知的障害のある生徒に対する性教育が適切な性教育<sup>2)</sup>として違和感なく成立する。

この違和感なく成立する知的障害のある男子生徒の性的加害者性には、男性知的障害者は女性の身体を衝動的に触ってしまったり、女性に望まぬ妊娠させてしまったりする攻撃性をもっていると一般社会において認識されているからだと考えられる。それ故、性教育は、正規教育修了後の成人期のことを想定されたこの視点が含まれたものであり、一般社会において、知的障害のある成人男性における性的なものは、攻撃的なものであると帰結される。また、このように認識された公共の場面における知的障害のある成人男性に対する眼差しによって、保護者はリスクを恐れるが故に、当事者に存在する性的なあらゆる事柄を表出させないよう、当事者に過干渉になったり、性的な事柄を引き起こす原因と考えられるメディアや人間関係まで取捨選択したりするよう努めるだろう。

しかし、本来、性的なものは知的障害があるか否かに関係なく、

生涯において切り離せないものである。そのように考えると、知的障害のある成人男性が示す性的なものを、攻撃性を含む性問題行動としての視点で捉えることは、あくまでも健常者によって捉えられた視点であり、当事者が同じように望んでいることとは断言できないのではないだろうか。

## 3) 射精をめぐる知的障害者と健常者の差異

知的障害のある成人男性が示す性的な事柄を性問題行動として捉えた場合、妊娠につながる射精も当然、性問題行動として捉えられることになる。しかし、知的障害のある成人男性が射精を希求することは、男性健常者と同様であり、生涯において切り離せないものである。

泌尿器科医である小堀ら（2012,p.549）は、「性機能外来や不妊外来において、射精障害の患者を診察する機会は少なくない」と述べており、マスターベーションエイドツールを用いて射精障害患者へのリハビリテーションを実施している。近年、射精に困難を抱えていたり、悩んでいたりする男性当事者の射精への医療的支援や、不妊治療における男性の射精障害についてメディアで報じられることがある。しかし、射精をめぐる取り組みや報道は、成人の男性健常者が前提とされたものであり、知的障害のある成人男性をめぐる射精については反故にされているといっても過言ではない。

このように考えてみると、知的障害のある成人男性の射精をめぐるのは、当事者自身が射精に希求しているものと、健常者が、当事者が希求しているだろうと想像しているもの間には大きな差異が存在していると捉えることもできる。

しかし、この射精をめぐる健常者と知的障害のある成人男性の希求性の差異には、多様性を尊重する寛容な姿勢で捉えられる差異ではない。換言すれば、人はそれぞれ違う存在だから差異があっても当然であり、その差異に対して寛容な姿勢でいようとしているのではない。そうではなく、男性健常者の射精は正常なものであり、知的障害のある成人男性の射精は性問題行動と表現されていることから異常なものとして捉えられており、射精をめぐるのはこの正常性と異常性が差異として存在しているということである。正常性を成立させるためには、異常性が不可欠であり、異常性に対して排除の姿勢を示していくことが正常性の成立条件となる。つまり、常に正常性は異常性に対する対立の構図を恣意的につくり出しているといえる。

一方、正常性と異常性における対立の構図を変更可能とさせ、両者の差異を埋めることも可能だといった考え方もある。梶尾（2017,p.67）は正常と異常は互いにネガとポジの関係にあり、日常生活世界において正常性はまさに経験のネガであって、我々の経験のなかに何らかの異常を自覚した時、初めて、異常がそれとして立ち上がってくるということを述べている。さらに続けて梶尾（2017,p.68）は、「正常と異常との間の対立状況を越えた非対称的なものを真理と呼ぶならば、それは正常性の再調整において構成の端緒に就くのである」と述べている。しかし、この正常性と異常性における対立の構図は、どのようなことを契機として変化するのかというところまでは言及されていない。

梶原が述べていることを用いれば、知的障害のある成人男性の射精に対する異常性は、健常者による認識の変容によって、両者の間

に存在する正常と異常の非対称性の構造を変化させる契機になる。しかし、どのようなものを正常と捉え、また、異常と捉えるのかについては、それぞれ人びとの家庭環境や教育環境、そして、どのような人と繋がりをもっているのか等にも依拠されており、それらと切り離して正常性や異常性を捉えることは困難である。つまり、正常性や異常性を考察していく際には、現実存在しているものの、これまで看過されてきた異常として扱われている人と、異常として扱っている人、さらに、そういった状況が成立している場面に焦点を当てながら考察しなければ、そこにリアルとして存在している正常性と異常性における対立の構造を変化させることはできないだろう。

射精が男性にとって切り離せないものであるにも関わらず、知的障害のある成人男性の射精をめぐることは、当事者が射精に希求しているものと、健常者が、当事者がそれに希求しているだろうと想像しているものには、正常性と異常性が含意された差異が存在すると考えられる。この差異を埋めていき、知的障害のある成人男性と健常者に存在する射精をめぐる非対称的な正常性と異常性の対立構造の変化、そして、知的障害のある成人男性の射精に対する希求性の意味に近づいていくということがポイントとなる。

## 1-2 本論の目的

このように本論で中心的に扱うのは、知的障害のある成人男性が射精を希求することの意味についてである。本論は、当事者と健常者との間で生じている差異のアクチュアリティについて、正常性と異常性の構造に焦点を当てながら、何故、知的障害のある成人男性の射精に対する希求性が異常であり、逸脱したものとして捉えられているのか。さらに、知的障害のある成人男性の射精に対する希求性に新たな意味を付与できるよう、社会に一石を投じる。そして、その差異が何故、生じているのかということ考察し、両者の間の差異を埋めていくことによって、知的障害のある成人男性が射精を通して他者との関係性において性的主体者として自分自身に向き合える研究を目指す。

また、当事者が語る射精に伏在する意味を掘り起こし、新たに当事者の射精の意味を捉え直し、当事者が自らの性に主体的に向き合えるよう、これまでの性問題行動の視点ではなく、射精を当事者の主体性や他者との関係性において重要なものであると積極的に捉えようとする点が、本論の特色である。

## 1-3 研究方法—エピソード記述—

本論では、知的障害のある成人男性のナラティブに焦点をあて、当事者の実相に迫った考察を行う。

エピソード記述はエピソードの単なる記録とは違って、あくまでもその場面を体験した人がその体験を描き、そこには必ず「私は〇〇と思った」「私は〇〇と感じた」というような一人称の記述が入る。要するに、エピソード本体の中に、関与観察者が感じたこと、思ったこと、間主観的に掴んだことが一緒に書き込まれる(鯨岡,2010,p.130)。さらに、本論で取り上げるエピソード本体の中には、関与観察者である筆者が、その時その瞬間に間主観的に捉えた際の印象的な出来事に対する考察も含んでおり、本論のエピソード記述は、<背景>、<考察を含むエピソード>、<メタ考察>の3段階で

構成した。その為、従来の誰が書いても一緒のような「客観的な記録」とは趣を異にし、書き手の心が揺さぶられたことが中心にくる(鯨岡,2012,pp.4-5)。

生の実相があるがままに迫るためには、その生の実相を関わり手である自分も含めて客観的に見る見方と、その実相に伴われる「人の思い」や「生き生き感」など関わり手の身体に間主観的に感じられてくるものを捉える見方が同時に必要になる(鯨岡,2010,p.22)。

つまり、エピソード記述は事象への密着性(つまり「あるがまま」性)とでもいうべきもの)や情景の表象化可能性(つまり読み手がその情景をどれほど鮮やかに思い描けるか)といった基準、あるいは事象の意味構造そのものに迫っているかを基準にしている(鯨岡,2010,p.40)。さらに、従来のさまざまな質的研究とは異なり、エピソード記述は、関与観察者が関与観察対象者とのやりとりにおいて揺さぶられたエピソード(エピソード記録)に焦点を当て、その揺さぶられた際の捉え方について、なぜそのように関与観察者が間主観的に捉えたのかという背景(暗黙の理論)を考察することに特徴がある。これは、価値観、規範意識、他者の眼差し等の関与観察者をもつ認識枠組みを対象化することでもあり、さらに、読み手とエピソード記述を共有することで、関与観察者だけでなく、読み手のそれまでの認識枠組みをも再構成することができる。

本論では、関与観察者が揺さぶられた当事者の射精に対する希求性が含意された語りを取り上げ、関与観察者が間主観的に捉えた背景(暗黙の理論)について考察し、関与観察者と読み手の認識枠組みを再構成していくなかで、当事者の射精に対する希求性が生き生きしたものとして間主観的に把握できるようになっていく。この視点から、本論においては鯨岡のエピソード記述による考察を行う。

## 1-4 A氏が筆者に語ったA氏自身について

本論での調査対象としたのは、A判定の療育手帳と脳性麻痺による上肢機能と移動機能にも障害があり、身体障害者手帳6級を取得している20代の成人男性であるA氏の語りである。

A氏は子どもの頃、父、父方祖母、姉、双子の兄と暮らしていたが、特別支援学校の小学部に入学することを機に、寄宿舎で生活することになり、週末と長期休暇のみ帰省していた。日常生活ではオムツをしており、トイレ介助やオムツ交換の支援を受けていた。その支援の際には勃起することがあり、小学部4年生の時に夢精を経験した。夢精のことを知らなかったA氏は、自分の身体に何か異常が生じたのではないかと不安になり、養護教諭に相談した。その時に、養護教諭から射精、夢精、そして自慰についての説明を受け、射精について関心をもつようになった。

A氏は自慰をする際、射精時に緊張のためペニスから手が離れてしまい、精液を周辺に撒き散らしてしまうことが悩みだった。また、帰省した際のヘルパーによるオムツ交換時にも射精をしてしまうことがあった。当時のA氏の担当であった男性相談支援専門員から「射精をしてはいけません」と言われ、帰省した際のヘルパーによるオムツ交換時には、射精をしてしまわないように意識していたという。

特別支援学校卒業後、グループホームで一人暮らしを始めたA氏は、自慰をする際、男性相談支援専門員から言われた「射精をしてはいけません」の言葉を想起してしまい、射精に対する罪悪感が強くなっていった。

3年後、別のグループホームに移ることになったA氏は、そのグループホームの女性の理事長が、複数の職員と一緒に障害者の性支援の研修に行ったことを研修に参加した職員から聞いた。職員が障害者の性支援の研修に行ったということで、障害者としての自分の射精が否定されない可能性を感じたA氏は、理事長との面談の際に、射精がしたい気持ちを伝えた。この時が初めて、障害者としての自分の射精が否定されない可能性を感じながら、支援者に射精の相談ができたという。

## 1-5 倫理的配慮

聞き取り調査については、知的障害のある20代の成人男性であるA氏と、現在のA氏の担当者である相談支援専門員に調査趣旨及び調査協力及び学術論文の執筆に関して文書で了解を得た。また、個人及び法人が特定できないように匿名化を行い、ナラティブに関しては、趣旨を損ねない程度に一部改変を加えている。さらに、筆者が所属している神戸大学大学院人間発達環境学研究所の研究倫理審査委員会による審査も通過し、承認（受付番号381-2）を得た。

## 2 Aさんの射精をめぐるエピソードの記述とメタ考察

### 2-1 背景

筆者は、知的障害のある成人に対する性教育を実施しているボランティア団体に所属して数年が経つ。そのボランティア団体は、現役の特別支援学校や特別支援学級の教員や元教員、作業所の職員といった障害児・者に関わっている人たちが構成されている。そこでは、特別支援学校などを卒業した知的障害のある成人を対象に、愛する人から好かれるためのマナーや、愛する人と性行為をする際の避妊方法に加え、愛する人と結婚した後の行政サービス、さらに、実際にこのボランティア団体に参加して結婚に至った知的障害のある当事者夫婦を招いて、結婚生活における素晴らしさや苦勞を参加している当事者や支援者に対して語る場なども設けられている。要するに、このボランティア団体は、正規教育課程や家庭において、知的障害のある人たちが、これまで十分に性教育や性に関する情報を得ることができなかった現状に対して疑問をもち、当事者も性に関して知る権利があるという姿勢で、積極的に知的障害のある成人の当事者の性に対する教育の場として全国的にも広く認知されている。

しかし、筆者は、知的障害のある当事者が、このボランティア団体で性に関するあらゆる情報を得たとしても、自分の性を他者に語るということには、容易には繋がらないだろうと思っていた。このボランティア団体の活動では、障害者権利条約第23条を根拠に、知的障害者にも性についてのあらゆる権利が保障されていることを当事者や支援者に伝えている。しかし、性は同時に、他者の眼差しを意識してしまうことで容易に自らの性をありのままに語るができない領域であり、他者の立場からすれば聞きたくない、知りたくない領域でもあるデリケートな性としてのせめぎ合いが存在すると考えられる。

つまり、性を権利として捉える視点には、このような両義性があるため、性に関しては、条約で保障されているからといって、他者から批判されるべきではない当然の権利だと伝えられたとしても、当事者が自らの性を他者に語ることは、これまで続いてきた支援の継続が、性を語ったことが原因で中断される可能性もあること

を考えてみても想像に難くない。

筆者が、この間に悶々としながらボランティアの活動に参加していたところ、ボランティア団体の代表者から、一人暮らしをしている知的障害のある成人男性が、射精について悩んでいたものの、そのことを支援者に語ったことが契機となり、射精について悩まなくなったという話を聞かせていただいた。さらに加えて、その男性当事者は、自分の経験を他者に話したいという思いが強く、よければ、筆者にも聞いてもらいたいという内容であった。

筆者は、男性当事者から直接、このような話を聞く経験をしたことがなく、何よりも先に述べた筆者が悶々と抱えていた問いとの関連もあり、即座に当事者の話を聞きたい旨を伝えた。

代表者がその男性当事者と、当事者の担当者である相談支援専門員に連絡をとったところ、快諾していただいた。約束当日は、筆者とボランティア団体代表者に加え、ボランティアスタッフの3名で当事者の自宅に伺い、当事者の担当者である相談支援専門員の4名を前に当事者が自らの射精をめぐる経験を語るという形で実施されることになった。行きの車内では、筆者を除く2名は既に男性当事者の語りを聞いたことがあるということで、筆者が積極的に話を聞いてほしいということが伝えられていた。また、聞きたいことがあれば何でも聞いてほしいということボランティア代表者を通じて、男性当事者から伝えられていたため、筆者は事前に半構造化面接の形で質問をいくつか用意していた。しかし、事前に質問を用意していたものの、自らの性を他者に語るとなれば、相当な疲労感が生じるだけでなく、聞き手の態度によっては、語るということに制限がかかり、男性当事者が射精を通した性の経験を他者に語るということを男性当事者自身に否定的に受け止めさせてしまうことにも繋がってしまいかねないということが強く意識された。

しかし、実際には、男性当事者は約2時間の間ずっと話し続けており、筆者が途中で休憩しなくても大丈夫なのか確認したほどであった。また、筆者が事前に準備した質問は必要なかったと言えるほど、詳細に生い立ちから現在に至るまでの経過や射精をめぐる支援者とのやりとりについて話してくださった。

本論で選んだ二つのエピソードは、男性当事者の自宅にて、男性当事者の語りを聞いた際の印象的な場面を抽出したものである。エピソード1では、男性当事者が射精をめぐる支援者との間で葛藤している印象的な場面を描写した。次に、エピソード2では、支援者から射精について悩んでいることを語るよう促された際の印象的な場面を描写した。

### 2-2 エピソード1

A氏は、呼吸をしているのだろうかと感じさせるような少し興奮した様子で、自分の成育歴と小学部4年生の時に初めて夢精をしたことについて話をしてくれた。その時のA氏は、語ることに苦痛を感じているという姿は全くなく、むしろ自分の話を聞いてもらいたくてたまらなかったという語りのエネルギーとでも表現できるような迫力が、私にひしひしと伝わってきた。このA氏の語りのエネルギーとでも表現できる迫力が、私がA氏に対して遠慮なく何でも質問してもいいと思わせてくれた。

そんなA氏の語りにおいて、射精介助という言葉が何度も出てきた。この何度も出てくる射精介助という言葉聞いた私は、A氏が

私に対して、射精介助について何か質問してほしいと思わせた。そうして理解した私は、遠慮することなく、A氏に「これまで射精介助を否定されたことはありますか?」と質問をした。A氏は、その質問を待っていましたと言わんばかりの嬉しそうな表情で、「あります、あります」と言い、「特別支援学校高等部卒業後に、当時の男性の相談支援専門員から『女性のヘルパーさんからオムツ交換の時に、射精がしたいとAさんに言われたと聞きましたよ。射精をはいけません』と厳しく言われたんです。男性のヘルパーさんに射精介助のことを相談した時は、射精をすることを手伝ってくれて、射精ができてストレスがなくなったのに」と話を聞かせてくれた。話をしている時のA氏の目線は、私を含む4人の聞き手に対して平等に配られているのではなく、明らかに私のみに向けられていた。

それはおそらく、A氏が、自らの射精を他者から否定された経験を語り始めるのではなく、聞き手からの質問により、語り始めることを望んでいたからだろう。さらに、通常、男性健常者は、日常生活において、自己の射精を他者から肯定されたり否定されたりすることは少ない。しかし、私の「これまで射精介助を否定されたことはありますか?」という質問には、A氏は射精介助を否定された経験があるのではないだろうかといったことが含意された質問であったため、A氏は私を、この人だったら自分が射精介助を否定された経験に対して、共感や理解をしてくれるだろうと思ったことにも繋がったのだろう。

そんな私にのみ向けられたA氏の目線を意識しながら、A氏の話聞いた時、当時の相談支援専門員が「射精をはいけません」とA氏に言ったことに対して、私は、当時の相談支援専門員からA氏に向けられた発言に対して、その発言は不適切であり、当事者本位の支援にはなっていない等と厳しく指摘するような感情は生じなかった。そうではなく、恥ずかしいという感情が瞬間に出てきた。

A氏は続けて、「自分では射精後の処理を適切にできないことを認識しているんです。そして、これに困っているんです。だけど、射精をすることでイライラした感情を解消できるため、射精がしたいんです。射精をしたい自分と、それを許そうとしない支援者との間で葛藤することが、一番疲れるんです」と話してくれた。その語りを聞いた瞬間、私は、A氏の直接の支援者ではないにも関わらず、責められている気持ちにもなった。私は、知的障害者が射精をすることに否定しているのではない。むしろ、当時の相談支援専門員の「射精をはいけません」という発言に対して納得がいかないものの、その当時の相談支援専門員に対して、「射精の手伝いを一緒にしましょう」とは言えない自分自身を想像してしまった。

しかし、ここでA氏の話の流れが途絶えてはならないという思いから、私は、「射精したいと思うことも自然なことなのに」とA氏に伝えた。その時、A氏は満面の笑みを浮かべ、「そうですね」と言いながら身体を上下に動かし、私に握手を求めてきた。握手を求められた私は、すぐに握手を交わした。その時のA氏の手は、私が思っていたよりも小さかった。そして、A氏の手を包み込むように握手を交わした際、私は自分がA氏と一緒に裸になったような気持ちになった。

## 2-3 エピソード1のメタ考察—感受し、感応する身体による日常性と非日常性—

### 1) 介助場面における裸を見る/見られる関係による恥ずかしさ

まず、A氏が当時の男性相談支援専門員から、「射精をはいけません」と言われたということを知った際、その当時の男性相談支援専門員の発言は不適切であり、厳しく指摘するような感情ではなく、「恥ずかしいという感情」が瞬間に出てきた場面に注目し、筆者がもった「恥ずかしいという感情」はどこからきたのかについて探してみたい。

性に関する恥ずかしいという感情は、それを経験している人たちにとっては、好ましくないものとしての経験であったり、はっきりと肯定できないことを遠回しの言い換えで用いたりすることが多いのではないだろうか。例えば、友人と一緒に温泉旅行をした時の「恥ずかしさ」で考えてみる。

温泉に浸かる際には、当然、服を脱いで全裸になる。これは、自明なこととされているが、日常生活においては考えられない、相手の全裸を自分の視界に入れると同時に、自分の全裸を相手の視界に入れるという状況が成立する。温泉に入る前、不思議と恥ずかしさが生じることがある。この恥ずかしさは、性的興奮を生じさせることに繋がる恥ずかしさではなく、普段見ることがなかったり、見たことがなかったりする裸を見てしまう/見られてしまうことから生じる恥ずかしさといえる。筆者が友人と一緒に温泉旅行をした際、脱衣所で友人から服を脱ぐ前に「俺、鍛えてないから」と言われたことが何度かある。この発言は、服を脱いだ時にみすぼらしい身体だと筆者に思われるだろうということを想定し、服を脱いだ時に生じる恥ずかしいという感情を事前に可能な限り抑えておこうと伏線を張っているのだと考えられる。

要するに、友人と温泉に入る際に生じる、裸を見てしまう/見られてしまうというできごとは、日常性から解放される経験であるとともに、日常においては好ましくないといわれる状況でもあるため、恥ずかしいという感情を生起させる。

A氏より当時の男性相談支援専門員から、「射精をはいけません」と言われたということを知った際、筆者に瞬間に出てきた恥ずかしいという感情も、温泉での恥ずかしさと同様に、日常と非日常との交錯において生じたといえる。また、A氏は射精について面白おかしく語っているのではなく、知的障害者代表とも表現できる態度で、知的障害のある当事者の射精をめぐる問題について健常者に向けて語っている。筆者にとって、A氏の射精をめぐる語りを聞いた際、恥ずかしいという感情が生じたことに筆者は居心地の悪さを感じ、印象的な場面として記憶されたのだといえる。つまり、筆者はこの場において射精介助を、恥ずかしさを感じさせる行為であると同時に、恥ずかしさを感じてはいけないという抑制が働く特殊性をもった行為としてイメージされたのである。

次に、射精介助が介助行為の一種であるという点からさらに考察を深めたい。そもそも、介助というものの自体がどのような状況において成立するのかを考えた際、介助者と被介助者の存在が不可欠となる。筆者は知的障害者の日常生活に関わる仕事をしたことがあり、勤務中は、職員用のジャージを着ていた。筆者の経験として、毎日、仕事で知的障害者のトイレ介助の際、当事者のズボンとパンツを下げ、排便後には尻を拭くということをしてきた。これは、裸を見る/

見られるの関係である。通常、障害があるか否かに関係なく、友人や知らない他者から依頼されたとはいえ、その人のズボンとパンツを下げ、排便後の尻を拭くという一連の行為はしないだろう。加えて、そのような依頼をされた際、依頼された側は、その行為が非日常的な行為であることから恥ずかしさや否定的感情を生じさせ、居心地を悪くさせる。しかし、筆者はトイレ介助に対して、非日常性を感じることなく、また、恥ずかしさや否定的感情や居心地の悪さをもたなかった。

被介助者の全裸を見ることは、介助行為において特殊ではない。しかし、介助は日常の枠内で行われる行為であり、介助者が相手の全裸を見ることにいちいち非日常性を感じることは避けたい。前田は、入浴介助場面での介助者のこうした葛藤を描いている。彼は、男同士が下半身をさらして「身体距離」を侵犯する入浴介助から起こりえる否定感情を、介助者が履いているパンツ1枚によってかろうじて防いでいると述べている(前田,2009,p.99)。筆者の場合であれば、トイレ介助において、非日常性を感じることなく、日常の文脈で留められたのは、職員が着る職員用のジャージが機能していたのだといえる。

射精介助においても、入浴介助におけるパンツや、トイレ介助における職員用のジャージのようなシンボルが、介助行為を日常の文脈に留めておく技術として作用するはずだ。しかし、トイレや入浴と異なり、行為そのものに対する規範意識が強く介入する射精に対しては、介助に伴う恥ずかしいという感情の質が異なるのではないか。

## 2) 生殖としての規律型射精と逸脱としての目的外射精

ここで一度、射精における恥ずかしいという感情を考察していくうえで、月経を取り上げてみる。両者は、成長過程における身体の変化で、自然で必要とされるものであり、子どもを産むうえでも不可欠なものとして認識されている。しかし、両者は我々の文化的な規範意識において、明確に差別化されている。例えば、初経の際、女子は母親に初経があったことを伝え、母親は娘に対して生理用品の使い方を教える。この流れに対しては違和感や嫌悪感が生じるところか、めでたいこととして、家庭で赤飯が作られることもある。そして、メディアでは生理用品のCMが流れており、介助の場面であれば、女性知的障害者の生理の介助を介助者がしていることは珍しくない。これについても同様に違和感や嫌悪感、そして恥ずかしさは生じない。日常会話においても、「生理中でイライラする」などと、女性が生理という言葉を用いて会話をしても、そこには語っている側も聞いている側も恥ずかしさは生じない。

しかし、男子が初めて射精した際、それを母親に伝えないし、父親にも伝えることはないだろう。また、生理用品が存在しているのに対し、射精用品は存在していない。日常会話において、「射精したくてイライラする」などと、男性が射精という言葉を用いて会話をすれば、聞いている側は嫌悪感が生じたり、語り手を危険人物と認識したりする。

猪瀬(2010,p.12)は、中学生と高校生の男女に月経と射精のイメージについてインタビューをしている。そのインタビューから、月経の経験の語りや、自分自身が意識して引き起こすものではないため、「いきなり」自分の身体に起こること、外部から到来するという感覚

で語られるものである一方、射精の経験は、自らが意図的に引き起こすものとして語られ、射精の語りには、月経の語りには見られなかった「罪悪感」に近い感情が存在しており、射精が「エロいこと」、つまり性的欲求や性的欲望の問題につながりやすいことが、特に自慰に関して否定的な感情を生み出している要因であることを指摘した。

また、明治後期の人びとのなかには、ある特定の性欲に関する考え方が存在していた。その性欲に関する考え方とは、性欲は生殖作用にのみ従属し、それ以外に何の意味ももたない、性欲は人間にとってきわめて動物的で下等な情動である、性欲はできるだけ抑制しなくてはならないという認識の仕組みであること。そして、性欲に関する知識を与えてそれを自発的にコントロールさせていかなければならないというものである(久保田,2005)。

要するに、生殖と深く結びついている月経は、自分ではコントロールできないものであり、性欲や快楽といったものを想起させる自慰とは切り離されて捉えられている一方、文化的な規範意識において射精は、自己コントロールできるため、生殖に関わる射精のみが正常とされ、それ以外の射精は、不可視化されなければ恥ずかしさの対象となり、罪を感じさせる逸脱として捉えられているということになる。このように生殖に関わることのみを目的とした射精を、「規律型射精」と定義すれば、生殖を目的とせず、自己コントロールできずに快楽を求めたり、他者に可視化させたり、性欲や快楽といったものを想起させたりすることにつながるような射精を、「目的外射精」と定義できるだろう。

また、性欲や快楽といったものを想起させる目的外射精は、自慰と強く結びつく。例えば、「1か月ぶりの生理」や「3日間、生理が続いている」という会話を聞いたとしても、女性の自慰を想起することはないが、「1か月ぶりの射精」や「3日間、射精が続いている」という会話を聞けば、自慰を想起する者は少なくないだろう。そういったことから、射精そのもの自体が、自慰と分かち難く結びついており、自己コントロールしなければならず、それができないことを他者に知られたり、ましてや、自ら他者に知らせたりすることは自慰の告白になり、加えて、自らの性欲や快楽の開示にもつながるといえる。

自慰をしている子どもが、母親から注意されたり、子どもが自慰をしていなくても、自慰を誘発すると思われる物を母親が見つけた際、母親はそれを捨てたりするということがある。逆に、子どもは、自慰行為が見つからないようにしたり、自慰を誘発する物を家族に見つからないように隠したりする。

これも、射精は自己コントロールによって不可視化することができるため、子どもが親を含む他者に射精をしていると判断されることにつながる一連の行為は、自分は理性をもって射精を自己コントロールすることができないという開示になり、恥ずべき存在であるとの告白にもつながる。当然、射精は自己コントロールしなければならないという文化的な規範意識において、母親は、我が息子が規範意識から逸脱する行為に対して寛容にはなれない。

つまり、先に述べた相手の裸を自分の視界に入れるトイレ介助や入浴介助といったものは、我々の生活において切り離せないものであり、切り離してはならないものであり、それらは日常生活のレベルで可視化せずにはいられないものであることから、不可視化は許

されないというだけでなく、性欲や快楽を他者に想起させない。加えて、文化的な規範意識において、トイレ介助や入浴介助は逸脱行為や恥ずかしさの対象ではないことから、トイレ介助や入浴介助をしている介助者自身も、他者から逸脱者として捉えられることはない。一方、射精は、文化的な規範意識において、生殖に関わる規律型射精でなければ逸脱行為であり、恥ずかしさの対象となることから、生殖に関わらない目的外射精である射精介助は、日常の文脈に留めておく技術をもつことができず、介助者は非日常性を感じ、恥ずかしいという感情を生起してしまうことから逃れられないのだ。では、恥ずかしいという感情から逃れられないとしても、どのような技術で射精介助における恥ずかしいという感情を可能な限り抑えることができるのか。

### 3) 射精介助における介助者と被介助者のモノ化の関係

介助者と被介助者との関係においては、介助者は、「無色透明な空気のような存在」であることが肯定される<sup>3)</sup>。つまり、被介助者は介助者をあくまでも自分の生活に不可欠であるものの、目立ってほしくない存在として扱う。ここでは、介助者は被介助者にとって、人としてよりもモノとして扱われることが正当とされ、介助者はその時その時で感情が生起することは避けなければならない。つまり、被介助者は介助者をモノ化する一方で、介助者は被介助者との関係をモノ化された関係として認識することが必須となるため、介助者が非日常性を感じてしまうことから避けさせる。

相手の全裸を見る／見られるや、相手の裸に触れる／触れられる介助において、射精介助は私的な領域であり、非日常性を感じた際に、日常の文脈に留めさせるシンボルを持ち合わせていない。私的な領域である射精介助が、非日常性を感じてしまうことから避けるためには、介助者と被介助者との関係性を互いにモノ化せずにはいられなくなる。このモノ化された関係が、射精介助における介助者を非日常性での恥ずかしいという感情から避けさせるのだろう。

しかし、A氏の語りを聞いていた際には、筆者はA氏との関係をモノ化することができなかつたため、A氏が公的な場面において射精介助の話をするということに対して、筆者は射精介助の非日常的なイメージを日常化させることができず、戸惑いを覚えたのだといえる。筆者自身がA氏と握手を交わした際に裸になったような気分になったというのは、それまでの戸惑いから解放されたということを表していたのだといえる。それまでの戸惑いを隠さなければならない状況において筆者は、被介助者の身体をモノとして認識しようとすることで葛藤を回避しようとしたのではないか。それ故に、筆者が最後にAさんと握手したときにいっそうA氏の身体性を新鮮に感じたのだと理解される。

以上この項で述べてきたことは、次のようにまとめることができる。射精介助は、裸になるという非日常性を伴う行為であることから恥ずかしさを感じさせる要素を含む。その上、一般的に介助は社会的に承認された行為であることから、裸になるという非日常性を日常化する技術があるものの、射精介助にはそうした技術を想起し難い。射精介助についての当事者の語りを聞くことによる戸惑いを回避する最終的な手段として、被介助者の身体をモノとして認識しようとする規制が働いたということができないのではないか。

## 2-4 エピソード2

A氏は、「今の法人のグループホームに入る前にスマホを持ったんです」と話し始めた。突然、スマホという言葉がA氏の口から出てきたものの、そこには何か意味があり、おそらくスマホで射精介助の存在を知ったということを書者に言おうとしているのだろうと思った。A氏は、「スマホで調べたら、障害者の射精介助をしている法人があることを知ったんですよ。だから、障害者でも健常者に射精の話をしている人がいると思ったら希望がもてました。けど、住んでいる地域には、射精介助してくれる法人はないし、そういう話ができる人もいなかったし」と話してくれた。その時のA氏の表情は暗く、明らかに声のトーンも小さくなっており、当時のA氏自身の苦悩を感じ取ることができた。

ここでA氏の話が途切れたため、私は何か質問をしなければならぬと焦った。その焦りは、もし、無言のままであれば、A氏のなかで知的障害者の射精は、健常者によってコントロールされており、私自身が支配/被支配の関係性における支配側にいるということになってしまうのではないかと。そして、そのことを認めたくないというものだったと表現できるだろう。何か言わなければならないと思った私は、「今の法人は、射精の話ができるとスマホで調べて、移ることに決めたんですか?」と質問をした。この質問は、A氏が「はい」と言うだろうと想像しながらの質問だった。しかし、A氏は右手を顔の前で左右に動かして、「違う、違う。そんなわけない」と笑いながらのものだった。この時のA氏の嬉しそうな表情と笑い声は、私がA氏は「はい」と言うだろうと想像していたことを、A氏は見通していたと思わせた。私はまるで、ひっかけ問題にまんまとひっかかった時と同じ感覚だった。

A氏は、「今のグループホームの理事長さんとスタッフさんが、射精介助をしている法人の研修に行くとき聞いてチャンスだと思ったんですよ。そして、研修に行った男性職員さんから『同じグループホームの利用者で、射精介助をしてほしいという人がいる』と聞いて、自分だけでなく、他にも射精介助をしてほしい人はいるんだなと思いました。自分も同じように、射精介助をお願いしたいということ、その男性職員さんに思いきって言おうと思ったんです。そして、その男性職員さんに相談してみたら、『今の担当の相談支援専門員さんに相談したらいい』と言われたんです」と、筆者の質問からはズレているものの、これまでの経緯を教えてくれた。

私は思わず、「ドラマのような展開ですね」と言った。その時は、その発言しか出てこなかった。A氏の現在の相談支援専門員曰く、A氏のグループホームの女性の理事長が、まともに考えられていない知的障害者の性の現状について考え直し、当事者たちから何か支援を求められたら、支援をしていかなければならないと既に話し合いをしていたとのことだった。A氏は、「でも、昔のこともあるし、今の担当の相談支援専門員さんにも相談しにくかったんですよ。でも、さっきの研修に行った男性職員さんとか、他の職員さんから『隠さないで、言う時は言いなさい』と言われたんです。そして、『必要だったら、その支援もしていく。だから、今の相談支援専門員さんに相談しなさい』と言われて、やっと相談することができたんです。そこから自分が出せるようになったんです」と私に説明してくれた。

私は、A氏の「自分が出せるようになる」の言葉の意味が理解できず、何が言いたいのかについて考えた。しかし、私は、「自分が出

せるようになる」の言葉に囚われている自分に気づいた。この囚われているという感覚は、拘束されており、そこから逃れたいというものではなかった。むしろ、囚われている状態の自分自身に心地よさを感じ、A氏との繋がりを感覚的に掴んだというものだった。私は、A氏が発した「自分が出せるようになる」という言葉は、丁寧に扱う必要があると思った。そう思いながらA氏の顔を見た。A氏は、嬉しそうな表情で私を見ている。私は、笑顔でA氏を見つめ返した。

## 2-5 エピソード2のメタ考察—射精をめぐる「自分が出せるようになる」とは何か—

### 1) 文化的な規範意識の下での目的外射精

次に、A氏の「自分が出せるようになったんです」の言葉に心地よく囚われ、A氏との繋がりを感覚的に掴んだ場面に焦点を当てる。A氏のこの発言には、どのような意味があり、何故、筆者はこの言葉に心地よく囚われてしまったのだろうか。

そもそも、「自分が出せるようになった」という状況とは何か。「自分が出せるようになった」ということは、「自分が出せない」状況があり、そこから解放されたということである。では、「自分が出せない」状況とは何か。そして、また、その状況からの解放とは何か。

当然、自分が出せるためには、出した自分の存在を受け取る他者が不可欠になる。つまり、他者の存在があってこそ、自分が出せるのだ。自己について語るとき、人は自身の様々な体験を想起する。人は他者とのやり取りのなかで生きている以上、この想起される体験に他者が含まれるのは当然であろう(坂上ら,2007,p.27)。要するに、自己と他者は切り離せないのだ。さらに、自己は他者との関係において、自己の言動によって、それまで継続していた他者との関係が変容することはよくある。そして、その変容によって、それまでの自己とは異なった自己が形成されることもよくある。そのことから、他者の眼差しを意識せずに他者と関わることは困難なのである。つまり、「自分が出せない」状況からの解放とは、他者の眼差しが大きく影響しているといえるだろう。では、「自分が出せない」状況そのものは一体、何なのか。換言すれば、A氏の射精をめぐる性を抑圧するものは一体、何なのか。そのことについて、他者との関係の視点から述べていく。そのことを考察していくうえで、文化的な規範意識について検討していかなければならないだろう。何故なら、我々は文化的な規範意識の影響を受けながら生活し、社会そのものも文化的な規範意識によって構成されており、その中で他者との関係を構築しているのだから。

これまで、文化的な規範意識において、生殖に関わる規律型射精のみが正常とされ、不可視化すべき射精を可視化してしまったり、自己コントロールによって不可視化できず、恥ずかしさや否定的感情や居心地の悪さが生じたりする目的外射精は逸脱であり、非日常性を日常化する技術を想起し難いということを述べてきた。射精は不可視化しなければならないという社会における規範意識において、A氏の語りを聴いていた筆者は、A氏の射精を可視化してしまっただけ、エピソード1では、トイレ介助や入浴介助には存在しない特殊な恥ずかしさとして、筆者に迫ってきたのだといえる。では、何故、射精は不可視化しなければならないという文化的な規範意識が成立するのだろうか。

不毛な活動を否定し、的外れの快楽を追放し、生殖を目的としない行動を減少あるいは排除しようというのではない。これほど多くの言説を通じて、人々は、取るに足らぬ倒錯を法的にますます断罪するに至った。性的に不規則なものを精神病に結びつけた。幼児期から老年に至るまで、性的発達の基準を決定し、全ての可能な逸脱を注意深く特徴づけた。教育上の管理と医学的治療法とを組織した。取るに足らぬ気紛れな行為のまわりに、道学者と、とりわけ医者などが、大袈裟な嫌悪の語彙を狩り集めた。こういうすべては、生殖に中心を定めた性行動のために、かくも多くの実りなき快楽を吸収するために仕組まれた様々な手段なのではないか(フーコー,1991[1976],p.47)。

フーコーが述べていることを用いれば、生殖を目的とせず、コントロールできずに快楽を求めたり、他者に可視化させたりすることにつながるような目的外射精は、精神病に結びつけられ、法的にも断罪され許されないのだ。

子どもを授かることを望む男女間における性行為、いわゆる規律型射精によって、女性が妊娠した場合、この男女間での性行為に対して、周囲は恥ずかしさを生起することなく、祝福の感情が生起するだろう。逆に、このような状況において、女性の妊娠を否定する者がいれば、その者は周囲からその者自身が否定されることは避けられない。逆に、子どもを授かることを望まない男女間における性行為、いわゆる目的外射精によって、女性が妊娠した場合や、先にも述べたが、自慰といった生殖以外の快楽を求めるような目的外射精(自分は決して快楽を目的としていないとしても、周囲が快楽を目的としているのだと判断した場合も含んで)は、周囲に嫌悪感や恥ずかしさを生起させ、場合によっては、法によって裁かれたり、医療の対象にされたりする。要するに、射精を述べる際、我々の文化的な規範意識においては、規律型射精のみが正常な射精であると判断される。逆に、我々の文化的な規範意識において、目的外射精は、異常で逸脱した行為であると捉えられるのだ。だからこそ、目的外射精は、不可視化しなければならないという規範意識が成立するといえる。

しかし、ブラジルのリオのカーニバルでは、トラックの上からコンドームがばら撒かれるそうである。もちろん、エイズ対策として考えられるが、我々の文化的な規範意識からすると、目的外射精を促すようなコンドームをばら撒くといったことは許されない。しかし、ブラジルにおける文化的な規範意識においては、コンドームをばら撒くという文化が存在する。また、海外の話でなくとも、我が国において、生殖を避けるために使用するコンドームを購入した際、必ず、周囲にはコンドームを購入したことを知られないように店員はコンドームを透明ではない袋に入れる。

つまり、我が国の文化的な規範意識において、目的外射精は、他者に知られてはならない恥ずべきことであるとされているが、これは、生得的なものではなく、社会的・文化的に構成された産物であるといえる。換言すれば、目的外射精が恥ずかしいという感情を生起させたり、精神病の対象とされたり、法の対象とされるのは、社会が目的外射精を精神病の対象とし、法の対象とし、さらに聞き手が目的外射精を想像し、可視化してしまっただけには、恥ずかしいという感情を生起することが正常なのだという規範意識を創り上げた

からだといえる。

## 2) 差別構造のなかの自己抑圧—ゲイアイデンティティの視点を 用いて—

目的外射精に限定することなく考えてみても、社会的・文化的に構成された産物として、正常/異常が創られ、それによって、被差別者が出現してくることは珍しくない。メンミ (1971 [1968], p.226) は、「差別主義とは、現実上の、あるいは架空上の差異に普遍的、決定的な価値づけをすることであり、この価値づけは、告白者が己の特権や攻撃を正当化するために、被害者の犠牲をも顧みず己の利益を目的として行うものである」と述べている。

現在、社会問題として提起されているにも関わらず、精神病の対象とされたり、法によってさへ平等に扱われなかったりしている存在としてハンセン病患者や黒人問題を挙げることができる。これらの差別は、本論で扱っている射精の語りとは違い、見た目によって自分とは違うということが明白であり、それが起因として様々な差別が重層的・複合的に生じてくる。しかし、本論で取り上げている射精は、本人が語らなければ、それ自体が存在しないものとして扱われるし、本人自身も語ることで差別を被ることになると理解し、他者との利害関係のもとで存在しないものとして立ち居振舞うことも可能だと考えられるため、ハンセン病患者や黒人問題とは差別の質が異なる。

本論で扱っている射精と同様、本人自身が語ることが契機となり、他者に忌避感が生じるだけでなく、これまで医療や法の対象とされてきたものとして LGBT を挙げることができる。LGBT の人たちの性に関する事柄を扱う際、カミングアウトという言葉は無視できない。これは、A 氏が「自分が出せるようになった」という発言において、通底しているものが存在していると考えられる。ここで一度、「自分が出せるようになる」を考察していくうえで、A 氏と同じ户籍上の性別が男性でありながらも、社会的少数者であり、社会から自らの性を抑圧されている存在ともいえる男性同性愛者のゲイアイデンティティを取り上げてみる。

ゲイアイデンティティは、ゲイ男性の自我と定義 (森山, pp.195-197) されるが、同性愛者は、自分のセクシュアリティに気づいたとき、それを否定的に考えて、悩んだり、自らのセクシュアリティについては隠しておかなければならないと考えることが多い (風間ら, p.192)。ゲイ男性が、自らのセクシュアリティを隠しておかなければならないのは、他者から望んでいない扱いを受けるからに他ならないだろう。我々の日常生活においても、異性愛・異性愛者が正常であり、そうではないゲイ男性が異常であると捉えられている場面に出くわすことがある。例えば、恋愛の話をする際、男性異性愛者は「異性である女性が好き」とはわざわざ言わないし、女性異性愛者も同様に「異性である男性の彼氏がいる」などとは言わない。また、ゲイ男性が男性異性愛者に対して、自分がゲイであることをカミングアウトすると、そのカミングアウトが同時に恋愛の告白として受け取られることもある (風間ら, p.176)。つまり、ゲイアイデンティティは、自己を肯定することを許さない社会の差別性を理解しながら他者と関わりと深く結びついており、自己抑圧としてのアイデンティティともいえる。つまり、ゲイアイデンティティにおいて自己を肯定的に捉えるには、ゲイとしての自己を抑圧するこ

とが、自己を肯定的に捉える為の手段として必須となるのだ。

差別を考える際の基本について、好井 (2007, p.49) は、「一つは私たちと他者との関係性のなかで、差別がどのようなかたちで現れてくるのか。関係性のなかの差別という考え方をとることだ。道徳や倫理として差別しないというメッセージが日常に安定し、『問題』として差別がどこかの棚に整理されるのではない。常に、日常的な他者とのやりとりやさまざまな社会の出来事をめぐる私たちの情報収集あるいは情報の取捨選択の営みのなかに、差別が息づいているという考え方である」と述べている。他者との関係を維持していくうえで、他者に恥ずかしさや否定的感情や居心地の悪さを生起させないように意識しながら他者と関わりをすることができなければ、他者から否定的な眼差しを向けられ、差別されたり、排除されたりすることは珍しくない。つまり、自己は他者との関係において、差別というものから逃れられないが、自己を抑圧することによって、他者との関係が良好なものとなったり、差別を被ることから可能な限り逃れたりすることができる。だからこそ、「自分を出さない」のであり、「自分を出さない」ということが成立するといえる。これが、「自分が出せない」状況そのものであり、この「自分が出せない」状況を成立させている正体であるといえるだろう。

筆者自身、職場やプライベートといったさまざまな場面において、自分というものを駆り引きともいえる状況において使い分けており、どれが本当の自分なのか見失ってしまっている。要するに、A 氏の「自分が出せるようになったんです」の発言は、筆者自身のアイデンティティを考えさせるものだったといえる。だからこそ、A 氏の「自分が出せるようになったんです」という発言に、心地よく因われ、A 氏とのつながりを実感的に掴んだのだと理解される。

以上この項で述べてきたことは、次のようにまとめることができる。射精を述べる際の文化的な規範意識は、生得的なものではなく、社会的・文化的に構成された産物であり、ゲイアイデンティティと通底する他者との関係性における性の抑圧が存在する。そして、「自分が出せるようになる」には、他者との良好な関係を構築していく為には、他者からの否定的な眼差しを意識しながら状況に応じて自己を抑圧し、自分という存在を多様に使い分けることを強いる「自分を出さない」ということを成立させる社会が存在するということを含意する。しかし、これまで自分を出さない状況から解放され、自分が出せるようになった当事者から他者との関係性において、その「自分が出せるようになった」という抑圧からの解放の語りを聞くことが、聞き手である自分自身のアイデンティティを考えさせる契機にもなるということができるとはいえない。

## 3 おわりに—知的障害のある成人男性の射精に対する希求性についての総合考察と今後の課題—

本論では、エピソード記述を用いて、知的障害のある成人男性の射精をめぐる語りに基づき、知的障害のある成人男性と健常者との間で生じている差異のアクチュアリティについて、正常性と異常性の構造に焦点を当てながら、知的障害のある成人男性の射精に対する希求性が異常であり、逸脱したものであると捉えられているのかということ。そして、知的障害のある成人男性の射精に対する希求性について新たな意味を付与できるよう試みた。

結果として、まず、射精介助は、裸になるという非日常性を伴う

行為であることから恥ずかしさを感じさせる要素を含む。その上、トイレ介助や入浴介助といった一般的な介助は社会的に承認された行為であることから、裸になるという非日常性を日常化する技術があるものの、射精介助にはそうした技術を想起し難い。射精介助についての当事者の語りを聞くことには戸惑いが生じるが、それを回避する最終的な手段として、被介助者の身体をモノとして認識しようとする規制が働くということができる。

次に、射精を述べる際の文化的な規範意識は、生得的なものではなく、社会的・文化的に構成された産物であり、差別の眼差しから逃れる手段としては、知的障害者側も介助者側も周囲の眼差しに敏感になる必要があり、社会から否定される性的な行為には、意識的に抑圧せずにはいられなくなる。換言すれば、周囲が恥ずかしさの対象として扱っているものから、さらに言えば、社会から不承認であると烙印を押されてしまう可能性のあるあらゆる事柄から、逃れることに常に意識的にならなければ、自らが被差別の対象となってしまうのだ。これは、ゲイアイデンティティと通底する社会や他者との関係性における性の抑圧であるといえる。そして、「自分が出せるようになる」には、他者との良好な関係を構築していく為には、他者からの否定的な眼差しを意識しながら状況に応じて自己を抑圧し、自分という存在を多様に使い分けることを強いる「自分を出さない」ということを成立させる社会が存在するということを含意する。しかし、これまで自分を出さない状況から解放され、自分が出せるようになった当事者から他者との関係性において、その「自分が出せるようになった」という抑圧からの解放の語りを聞くことが、聞き手である自分自身のアイデンティティを考えさせる契機にもなるということが示唆された。

しかし、本論において残されている課題がある。

第一に、知的障害のある成人男性の射精に対する希求性について、健常者が当事者の射精に対する希求性をどの範囲までなら希求性として理解できるのかについて検討できていないことである。知的障害のある成人男性の射精を全て希求性として捉えてしまったり、当事者の射精に対する希求性について理解を強いたりすれば、健常者と障害者の差異は際立ち、健常者は自らに生じる忌避感から逃れるため、知的障害のある成人男性を支配的に扱ってしまう危険性があると考えられる。

第二に、知的障害のある成人男性の射精に対する文化的な規範意識をどのように変容させていけるのかについて検討できていない点である。本論は、他者との関係性から知的障害のある成人男性の射精に対する希求性について検討してきたが、我が国において、射精介助は目的外射精であり、逸脱したものとして捉えられていることを考えれば、文化的な規範意識の変容可能性についても今後は検討を進めていかなければならない。

しかし、本論においては、上記で述べた課題が残されているものの、これまで反故にされてきたともいえる知的障害のある成人男性の射精に焦点を当て、当事者の射精に対する希求性の意味について検討できたことには一定の成果があると考えられる。今後、前述の二つの研究課題についても研究を進めることによって、知的障害のある成人男性の射精に対する希求性について、社会全体が認識し、眼差しが向けられるように研究を進めていきたい。

## 【注】

- 1) 障害者権利条約の第23条では、障害者が生殖及び家族計画について年齢に適した情報及び教育を享受する権利が認められていることと、障害者がこれらの権利を行使することを可能とするために必要な手段を提供されることが謳われている。
- 2) 知的障害のある女子生徒は、性的被害者にならないよう振る舞うことができるようになり、知的障害のある男子生徒は、性的加害者にならないよう振る舞うことができるようになることが、正規教育現場に求められており、当事者を取り巻く健常者から批判されず、性差に応じたものであり、違和感が生じない性教育として、ここでは「適切な性教育」として示している。
- 3) 例えば、被介助者が、レストランで自分の食べたい物を決めて、店員に注文しようとする。にもかかわらず、店員が被介助者ではなく、介助者に被介助者の物を確認した場合、介助者はその店員を無視するか、被介助者に直接、確認するよう店員に伝えることが求められる。

## 【引用文献】

- フーコー, M. (1991 [1976]) 『性の歴史 I 知への意思』第14刷, 渡辺守章訳, 新潮社
- 本多隆司, 伊庭千恵 (2019) 『性問題行動のある知的・発達障害障害児者の支援ガイド—性暴力被害とわたしの被害者を理解するワークブック—』第2版, 明石書店
- 猪瀬優理 (2010) 「中学生・高校生の月経観・射精観とその文化的背景」『現代社会学研究』23, pp.1-18.
- 井澤信三, 大江孝則, 谷川毅, 村松宏記, 原康行, 山本真也 (2020) 「知的障害特別支援学校高等部における軽度知的障害及び発達障害生徒への性教育に関する文献検討」『兵庫教育大学研究紀要』56, pp.71-81.
- 梶尾悠史 (2017) 「真理の希求と異常の忌避—フッサールにおける『正常性』概念をめぐる—」『奈良教育大学紀要』66, pp.63-70.
- 風間孝, 河口和也 (2015) 『同性愛と異性愛』第2刷, 岩波新書
- 久保田英助 (2005) 「近代日本における教育からの『性教育』排除の構造—明治後期の『性慾教育』論争とその社会背景の分析を通じて—」『学術研究教育・生涯教育学編』53, pp.55-69.
- 小堀善友, 青木裕章, 西尾浩二郎, 佐藤両, 芦沢好夫, 八木宏, 宗成浩, 新井学, 岡田弘 (2012) 「膣内射精障害患者に対するマスターベーションエイドを用いた射精リハビリテーション」『日本泌尿器科学会雑誌』130 (3), pp.548-551.
- 鯨岡峻 (2010) 『エピソード記述入門—実践と質的研究のために—』第5版, 東京大学出版会
- 鯨岡峻 (2012) 『エピソード記述を読む』, 東京大学出版会
- 前田拓也 (2009) 『介助現場の社会学—身体障害者の自立生活と介助者のリアリティー—』, 生活書院
- メンミ, A. (1971 [1968]) 『差別の構造—性・人種・身分・階級—』, 白井成雄・菊地昌実訳, 合同出版
- 森山至貴 (2010) 「ゲイアイデンティティとゲイコミュニティの関係性の変遷—カミングアウトに関する語りの分析から—」『年報

社会学論集』23、pp.188-199.

西原博史(2013)「学習指導要領の解釈における教師の裁量権と「不当な支配」—七生養護学校事件を手がかりに—」『早稲田社会科学総合研究』13(3)、pp.41-61.

小笠原拓,菅野敦(2014)「知的障害者福祉に求められる専門性に関する研究—知的障害者福祉の変遷の医学モデル・社会モデルの複眼的視点による検証—」『東京学芸大学教育実践研究支援センター紀要』10、pp.91-102.

坂上ちおり,片岡祥,園田直子,津田彰(2007)「人は他者との関係のなかで自己をどのようにとらえているのか—語りの分析からみる『自己と他者』—」『久留米大学心理学研究』6、pp.27-42.

好井裕明(2007)『差別原論—わたし>のなかの権力とつきあう—』,平凡社新書